

贈与

保険

資産運用

年金

不動産

将来に備えて知っておくべき!

相続とお金の 情報マガジン

3

2026

TOPICS

P2 資産安心コラム

『令和8年度税制改正大綱』公表
年収の壁対策と教育資金贈与終了

P3 暮らしとお金の教養講座

複数人で不動産を相続
共有名義でのトラブルと対策

P4 相続・贈与の基礎知識

「言った、言わない」を防ぐ
遺産分割協議書の基礎知識

数字で見る相続

遺産分割事件 新受件数さらに増加

最高裁判所事務総局が公表した『第11回裁判の迅速化に係る検証に関する報告書』によると、令和6年の遺産分割事件の新受件数（審判+調停）は1万9,550件となり、前回の報告より約17%増加しました。高齢化の進行などを背景に、新受件数は近年増加傾向が続いています。

令和6年の遺産分割事件における平均審理期間は12.1月で、令和4年以降緩やかな短縮傾向が見られます。コロナ禍の収束に加え、各家庭裁判所での調停運営改善の取り組みが効果を上げているためと考えられます。審理期間別の事件割合でも6月以内に終了したものは34.9%に増加し、1年を超えた事件割合は32.5%に減少しました。相続トラブルの解決手段として家庭裁判所の利用を検討する際、平均審理期間も判断指標の一つとなるため、今後も注目していきたいところです。

『令和8年度税制改正大綱』公表 年収の壁対策と教育資金贈与終了

2025年12月26日、『令和8年度税制改正大綱』が閣議決定されました。この改正では物価上昇への対応として基礎控除額や給与所得控除額の引上げなど、個人の税負担に直結する見直しが注目されています。今回は大綱のなかから主なポイントを抜粋して紹介します。

基礎控除・給与所得控除が拡充 物価高に対応した税制見直し

『令和8年度税制改正大綱』の注目点の一つは、物価高と三党合意を踏まえた、いわゆる「年収の壁」への対応です。

物価上昇局面における税負担の調整を目的に、基礎控除等の見直しが行われ、所得税の基礎控除については、合計所得金額が2,350万円以下の個人を対象に、控除額が4万円引き上げられます。

これにより、給与所得者や年金受給者など、幅広い層で税負担の軽減が期待されます。

また、所得税および個人住民税における給与所得控除の最低保障額も、65万円から69万円へと引き上げられます。

この最低保障額は、給与収入が比較的少ない層に直接影響するため、パート・アルバイトなどを含む低・中所得層への配慮が強く意識された改正といえるでしょう。

基礎控除には、一定の所得以下の方を対象とした特例的な加算措置が設けられています。具体的には合計所得金額が655万円以下の場合、令和8年および令和9年に限り、控除額が上乘せされます。加算額は、合計所得金額が489万円以下で42万円、489万円超の場合は5万円です。

物価上昇による生活コストの増加を踏まえ、税制面から家計を支える姿勢が明確に示された内容といえるでしょう。

ただし、これらの見直しには一部、令和8年、令和9年のみの一時的な措置が含まれている点に注意が必要です。今後の物価動向や経済状況によって、さらなる調整が行われる可能性もあり、引き続き制度の動向を注視する必要があります。

教育資金贈与制度が終了 相続・贈与実務に与える影響

相続・贈与分野で特に大きな影響が見込まれるのが、「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」の終了です。この制度は、親や祖父母などの直系尊属が、子や孫に対して教育資金を一括で贈与した場合、受贈者1人当たり最大1,500万円までを非課税とするもので、長年にわたり相続対策や資金移転の手段として活用されてきました。

平成25年4月1日の施行から適用期限は何度か延長され、令和8年3月31日までとされてきましたが、今回の改正では延長されず、制度は予定通り終了することとなります。

これにより、教育資金贈与を前提とした生前対策を検討していた家庭では、早急な見直しが求められるでしょう。

一方、将来世代の資産形成支援という観点からは、「ジュニアNISA」の実質的な復活ともいえるNISA制度の拡充が行われます。

今回の改正では、つみたて投資枠の口座開設可能年齢が0～17歳に広がり、未成年者でも長期・分散投資による資産形成が可能となります。対象期間中の年間投資枠は60万円、非課税保有限度額は600万円とされており、親や祖父母が子や孫の将来に向けて計画的に資金を拠出する新たな選択肢となります。

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の終了により、非課税制度を活用した「資産形成による支援」へと政策の軸足が移っている点は、今後の相続・贈与対策を考えるうえで重要な視点といえるでしょう。

※この記事は1月末時点の情報に基づいています。税制改正の内容について正式決定は3月以降となります。

複数人で不動産を相続 共有名義でのトラブルと対策

相続財産に不動産が含まれる場合、複数の相続人で共有するケースがありますが、共有名義にすると、売却などの重要な意思決定をする際に全員の同意が必要になるため、トラブルに発展することもあります。不動産の共有名義に潜むリスクとその対策を説明します。

共有不動産の利用と処分 共有者が知っておきたいルール

共有名義とは、一つの不動産（土地や建物）を、複数人が持分に応じて所有する形態をいいます。

相続財産のなかに不動産がある場合、預貯金のように相続人に均等に分けることはむずかしくても、不動産を共有名義にすることで、取得する財産の額を均等に分割できるというメリットがあります。

また、亡くなられた方の居住用財産に該当し、一定の要件を満たす場合には、売却時の譲渡所得の金額から最高3,000万円（共有者が3人以上の場合は2,000万円）まで控除することができます。共有名義であれば、共有者それぞれがこの特例を利用でき、税負担の軽減につながります。

共有者の権利については、民法により、共有不動産の利用・管理・処分に関するルールが定められています。

まず、賃貸借契約の締結や解除、建物の外壁・屋上防水といった大規模修繕工事など、収益を生む行為や利用方法の変更（管理行為・軽微な変更行為）には、持分価格の過半数の同意が必要です。また、不動産全体の売却、大規模な増改築、担保設定など、形状や法律的性質を変更する行為（変更・処分行為）には、共有者全員の同意が必要になります。

このように、不動産を共有名義にすると、売却や賃貸などの収益化を検討する際に、一部の共有者が反対するだけで手続きが進められなくなるというデメリットがあります。

共有者の一人が「売却したい」と考えても、ほかの共有者が反対すれば、原則として売却することはできません。

「動かない不動産」の解決策 実務的選択肢と注意点

不動産を共有名義にすると、活用が制限され、思わぬトラブルに発展することがあります。共有名義を解消するための主な選択肢を紹介します。

- ①共有者全員で不動産を第三者に売却
共有者全員の同意により不動産全体を第三者に売却し、その代金を持分比率に応じて分配します。
- ②自己の持分のみを売却
単独で自己の持分を第三者（またはほかの共有者）に売却する方法です。ただし、持分だけを購入したいという買主は限られ、売却価格は市場価値より大幅に下がることが一般的です。
- ③共有者の持分を買い取ることによる単独所有化
ほかの共有者全員から持分を買い取り、不動産を単独で所有する方法です。買い取り代金を支払う資金力が必要で、価格交渉の難航もありえます。
- ④共有物分割請求訴訟による解決
共有者間で話し合いがまとまらない場合は、共有物分割の訴えを提起し、裁判所の判断により解決を図ります。裁判所は、（a）現物分割（土地を分筆するなど、物理的に不動産を分ける）、（b）競売（不動産を競売にかけ、その売却代金を分配する）、（c）価格賠償（特定の共有者が不動産全部を取得し、ほかの共有者に金銭を支払う）、のいずれかの方法で分割を命じます。

不動産の共有名義は、相続時は公平に見えても、将来的には「分割できない負の遺産」として問題を残すことがあります。将来のトラブルを回避するには、共有名義にせず、協議の段階で売却や代償金による単独所有を検討することが重要です。すでに共有名義になっている不動産の扱いに困った場合には、速やかに専門家に相談しましょう。

「言った、言わない」を防ぐ 遺産分割協議書の基礎知識

相続手続きでは遺言書がない場合に、故人の財産を誰がどう引き継ぐかを相続人全員で話し合って決める必要があります。この話し合いを遺産分割協議といい、その合意内容を記した書面が遺産分割協議書です。今回は、この基本的な役割と意義について解説します。

遺産分割協議書とは 作成の目的と法的効力

遺産分割協議書とは被相続人（故人）の遺産について、どの財産をどの相続人がどのような割合で承継するのかを、相続人全員の合意に基づいて明文化した書面です。相続人全員が署名し、実印の押印により遺産の分け方が正式に確定します。

協議書を作成する主な目的は、次の通りです。

①トラブルの予防と解決

合意内容を明確にし、協議成立後に「言った、言わない」の争いや内容の蒸し返しを防ぎます。

②名義変更などの証明

不動産の相続登記や、預貯金・株式の名義変更などの手続きを行う際の証明資料として必要です。

③相続税の特例の適用

小規模宅地等の評価減など、相続税の特例を適用するための申告書類として添付が求められます。

相続人全員が署名・実印を押印した協議書には、原則その内容を一方的に覆せなくなる法的効力がありますが、全員の同意があれば変更可能です。

必須の記載事項と注意点 トラブルを避けるポイント

協議書の必須記載事項は、①被相続人の氏名、死亡日、最後の住所、②相続人全員の氏名、住所および実印の押印、③すべての相続財産の特定とその承継者です。特に③は、不動産や預貯金などを登記簿や通帳の記載通りに正確に記載し、誰がどの財産をどう取得するかを明確に記載します。

協議書を作成する際は、協議は相続人全員（未成年者がいる場合は特別代理人の専任が必要な場合あり）で行い、全員が協議書に署名し実印を押印する必要があります。全員分の印鑑証明書の添付も求められます。加えて、把握できていない財産の存在が後からわかった場合の取り扱いも定めておくと、再協議を回避することができ、安心です。

遺産分割協議書は、単なる手続き上の書類ではなく、「言った、言わない」といった争いを防ぐための重要な「合意の証」です。財産の特定が不十分、相続人間で感情的な対立がある場合には、専門家に相談し、適切な協議書を作成しましょう。